

環境局 平成29年度 局運営方針

1. 主な現状と課題

地球温暖化対策は、国・地域を越えて取り組まなければならない喫緊の課題となっており、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された新たな国際的枠組みである「パリ協定」が昨年11月に発効され、地球の未来のために世界全体が一丸となった取組がいよいよ動き始めたところです。

このような中、国は、脱炭素化社会に向けて温室効果ガスを2030年度までに2013年度比26.0%削減（2005年度比25.4%削減）の目標を掲げており、本市としても、環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向けて、再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギー対策を推進し、市民が安全・安心に生活できる、低炭素でエネルギーセキュリティの確保されたまちづくりを進める必要があります。

また、ごみの減量化・再資源化の推進や大規模災害時に発生する災害廃棄物の適正かつ迅速な処理の確保、廃棄物処理施設の安定稼働や計画的な施設の更新・再編及び最終処分場の延命対策など、取り組むべき課題は数多くあります。

（1）再生可能エネルギー等の導入促進

災害時や停電時に、市民が安全・安心に生活することができる必要最低限のエネルギーの確保及びエネルギーの大規模消費地としてエネルギー使用量の削減を図るため、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用、省エネルギー対策の推進が求められています。

「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～」に基づき、市役所自らが率先して市有施設への太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギー等の導入を推進するとともに、市民との協働による太陽光発電設備導入の促進を目的とした市民共同発電事業推進補助金の交付や創エネ・省エネ機器を設置する市民に対する補助を引き続き行う必要があります。

【市民共同発電事業（前地自治会館・浦和区）】



太陽光パネル・発電量モニターの設置

（2）地球温暖化対策の推進

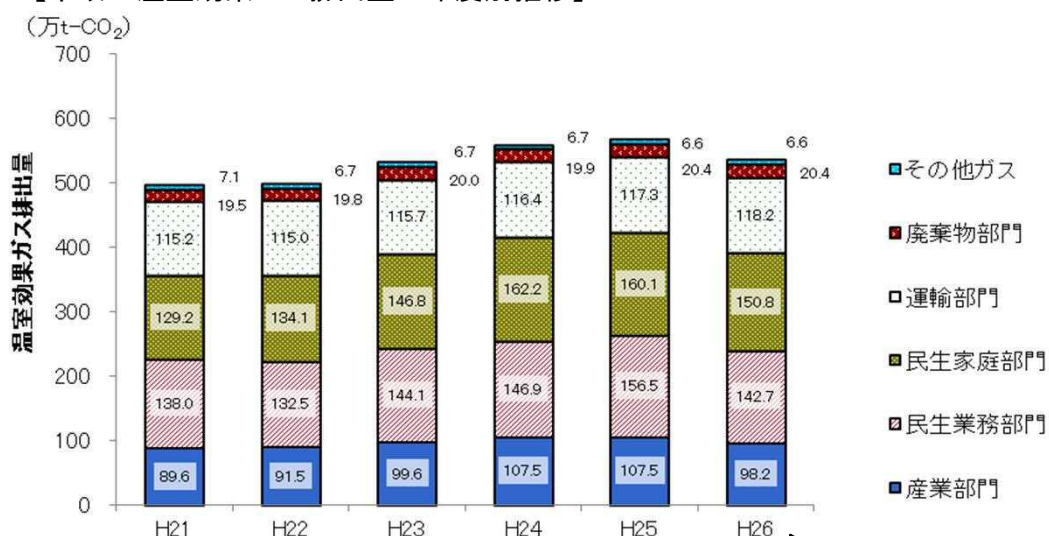
近年の気温の上昇、頻発する集中豪雨、巨大台風の発生などは、地球温暖化がその一因と言われており、原因となる温室効果ガスの排出量削減に向けた取組が必要です。

本市の温室効果ガス総排出量は、2014（平成26）年度では536.9万t-CO2で、2009（平成21）年度との比較では、7.7%の増加となっております。

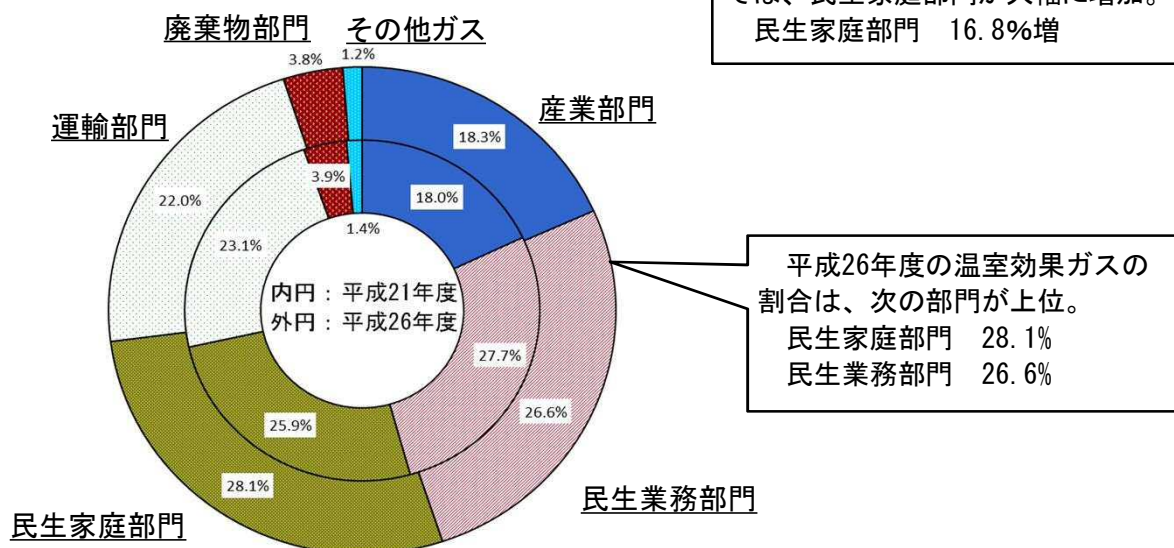
そのうち、オフィスや家庭などの民生（業務・家庭）部門からの排出量が、全体の50%を超える割合を占めており、中でも民生家庭部門は他の部門に比べ大幅に増加していることから、特に対策が求められています。

温室効果ガス排出量削減計画である「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・（事務事業編）」に基づき、市民・事業者・行政が一体となり、地球温暖化対策を引き続き推進する必要があります。

【市域の温室効果ガス排出量の年度別推移】



【市域の温室効果ガス排出量の部門別割合】



※掲載している数値は端数処理の関係で合計や割合が一致しない場合があります。
※これらの数値については、「都道府県別エネルギー消費統計」等の資料を基に算定しています。

(3) 「環境未来都市」実現に向けた「スマートシティ」への取組

国から地域活性化総合特区として指定を受けた「次世代自動車・スマートエネルギー特区」については、平成28年度までの事業期間を3年間延長し、「スマートホーム・コミュニティの普及」、「ハイパーエネルギーステーションの普及」、「低炭素型パーソナルモビリティの普及」の3つの重点事業を発展・拡充する必要があります。「暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する環境未来都市」の実現に向け、住民にとって負担感のない「徹底的な省エネ・温室効果ガス削減」と「市内経済の活性化」の両立、国土強靱化＝レジリエンス性の強化など、「暮らしやすさ」のさらなる向上を図る必要があります。

また、他都市をリードすべき政令指定都市の責務として、本市の取組を全国に水平展開可能なモデルとするためにも、国との連携や民間力の活用などによる自治体負担の軽減も重要となります。

スマートホーム・コミュニティの普及

- 平成27年度に創設した「アーバンデザインセンターみその（UDCMi）」を拠点に、「美園タウンマネジメント協会」による先進的な総合生活支援サービスなどの「公民＋学」連携の取組を「スマートシティさいたまモデル」として展開し、本市のスマートシティ化を進めます。
- 国が進める国土強靱化の主旨を踏まえ、美園地区でのモデル街区の整備や、（仮称）レジリエンス認証制度の創設、（仮称）さいたま版グリーンニューディール事業の検討等により、新築・既築住宅や街区の省エネ・強靱化に向け、地域の民間力を最大限活用する施策を進めます。

ハイパーエネルギーステーションの普及

- 平時に多様な輸送用エネルギーを供給し、災害時に「物流・防災拠点」として、輸送用エネルギー、電力、熱、水などの供給が継続的に可能な「レジリエンスステーション」の整備を国や民間事業者と連携して進めます。
- 災害時に水素・電気・天然ガスなどの供給が可能なハイパーエネルギーステーションの整備や、移動型ハイパーエネルギーステーションとして活用可能な次世代バスの導入検討を進め、一層のレジリエンス性強化を進めます。



【商用水素ステーション】



【メガソーラー+急速充電器】

低炭素型パーソナルモビリティの普及

国との3年間の連携事業（平成27年度終了）で得た知見を基に、車両のカスタマイズや、車両の特性を活かした利用方法の確立等、市民等が使いやすい新たな低炭素型パーソナルモビリティの社会実装に向けた取組を進めます。

(4) さいたま市水環境プランの推進

「さいたま市水環境プラン」は、水環境への負荷を低減するとともに、豊かで安定した水量を確保することにより、人々の憩いの場として、また、様々な生物の生息空間としての水辺環境の再生を図るため、本市の水環境に対する施策の方向性を示すことを目的として、平成18年3月に策定されました。目標年次の平成32年度に向け、各施策の進捗状況を検証し、平成28年度に第2回目の改訂を行いました。今後は、本プランに掲げる目標の達成に向けて、更に水環境に関する施策を総合的に推進する必要があります。

①水辺のサポート制度の推進

本市は、見沼たんぼや荒川などに代表される自然豊かな水と緑を有しており、これらの貴重な水辺環境を守り、育んでいくためには、市民、事業者及び行政が協働した取組が求められています。

「水辺のサポート制度」は、水環境プランのモデル事業に位置付けられており、現在、9団体と協定を結び、河川敷、公園等において、これらの団体が環境美化活動を行う際に、傷害保険や消耗品等の提供などの支援を行っております。平成28年度の参加者数は、延べ 2,128人でした。

今後も、ニーズに即した支援の充実を図ることにより、参加者数を増やし、水辺環境の再生に向けた連携強化を進める必要があります。



【合同環境美化活動】

②雨水貯留タンクの設置促進

水環境プランでは、望ましい水環境像のひとつに「健全な水循環のあるまち」を掲げており、この目標を達成するためには、雨水の有効利用等を推進する必要があります。

そこで、子どもたちに水循環や水資源の大切さを学んでもらうため、市内の全小学校（103校）に雨水貯留タンクの設置を進めております。設置校の合計は平成29年3月末現在83校となり、これらの小学校に対しては、出前講座などによる環境教育を行っております。

また、平成27年度から住宅向けの雨水貯留タンク設置補助制度を創設しました。平成28年度は107件の申請があり、大変好評を頂いており、引き続き普及促進していく必要があります。



【雨水貯留タンク】

(5) 自動車の環境負荷低減

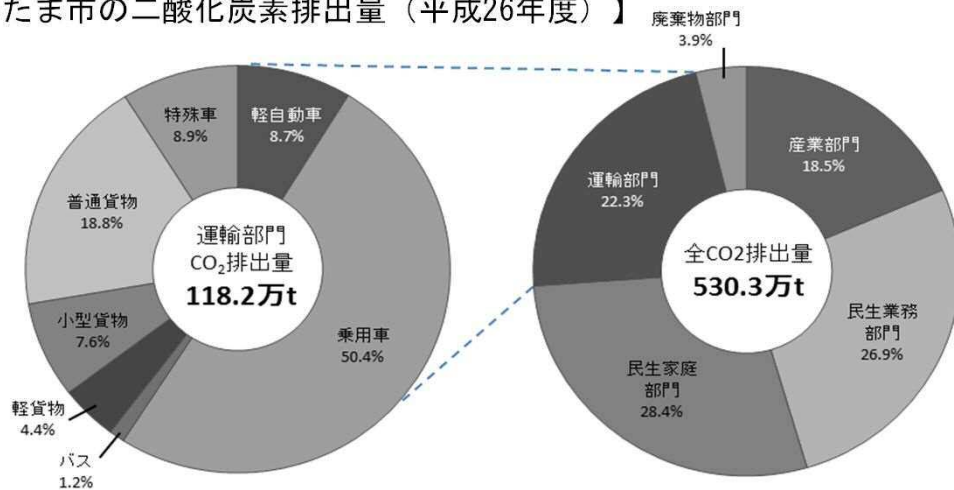
本市の二酸化炭素排出量の約2割が自動車に起因していることから、地球温暖化対策を確実に進めるためには、自動車から排出される二酸化炭素を削減することが大変重要です。そのための施策として、自動車から公共交通機関、自転車、徒歩等への転換を促進する「モビリティマネジメント」と、燃費の向上や交通事故防止にもつながる「エコドライブ」を積極的に推進していく必要があります。

そこで、すべての区役所で、モビリティマネジメントをお知らせする冊子等を市内転入者に配布し、また、エコドライブを学ぶための市民向け「エコトレーニング」など、各種イベントの開催により、啓発活動を実施しています。

今後も、より効果的な施策を展開し、自動車による環境負荷を更に低減していく必要があります。

運輸部門からの二酸化炭素排出量は、全排出量の約2割を占めており、その6割近くが、軽自動車及び乗用車からの排出となっています。

【さいたま市の二酸化炭素排出量（平成26年度）】



【市内転入者の方に配布しているモビリティマネジメント啓発冊子等】



【エコドライブを実車走行で学ぶエコトレーニング】

(6) 空き家対策の推進

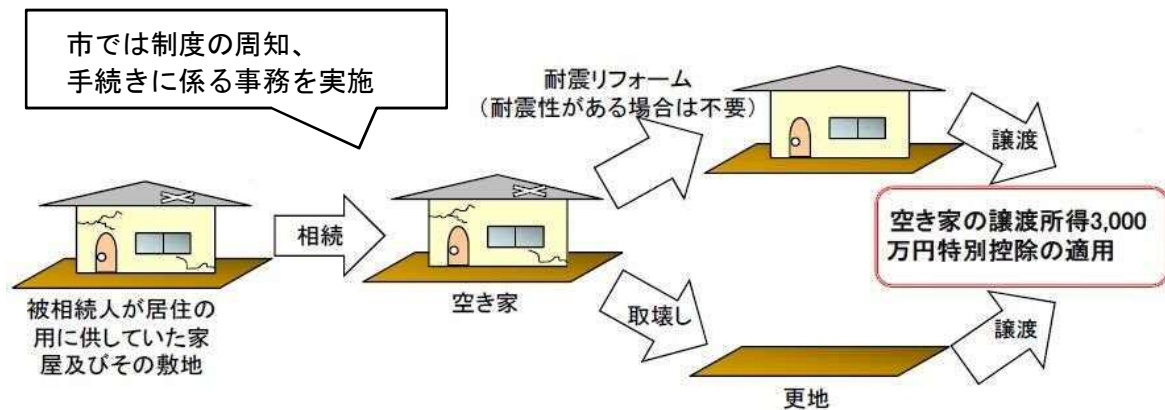
近年、少子・高齢化や人口減少社会の進展等により、全国的に空き家が目立つようになってきており、今後、本市においても、空き家が増加することが懸念されます。

本市では、平成25年1月に施行した「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」及び平成27年5月に全面施行となった「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、管理不全な状態にある空き家等の所有者等に対する指導等に取り組むとともに、空き家利活用に向けた検討を進めております。

また、国の税制改正において、空き家の発生を抑制することを目的に、一定条件のもと、相続した空き家を相続人が譲渡する場合に、譲渡所得から特別控除する制度が創設されたことから、本市においても、当制度を周知し、活用を図っているところです。

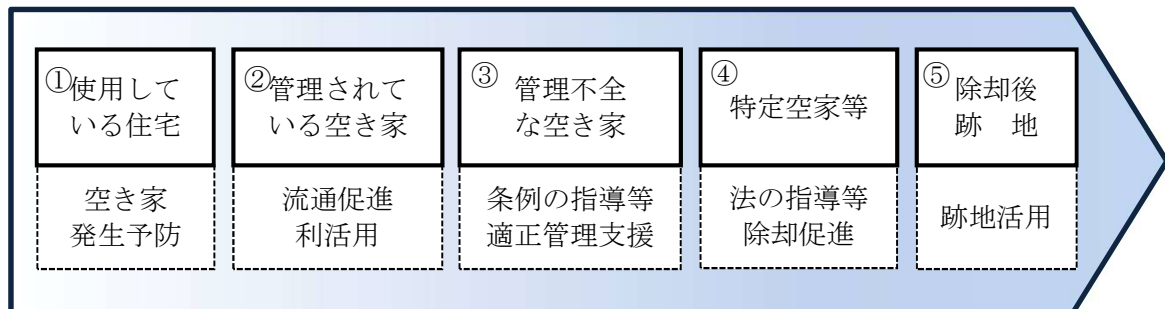
今後は、「さいたま市空き家等対策協議会」において、関係分野の有識者から専門的な意見等を聴取し、住まいや空き家等の状況等に応じた対策を計画的に行う必要があります。

【空き家の発生を抑制するための譲渡所得特別控除のイメージ】



【総合的な空き家対策のイメージ】

各関係分野の有識者等による「さいたま市空き家等対策協議会」において、住まい・空き家の状況（ステージ）等に応じた対策を、多角的に検討



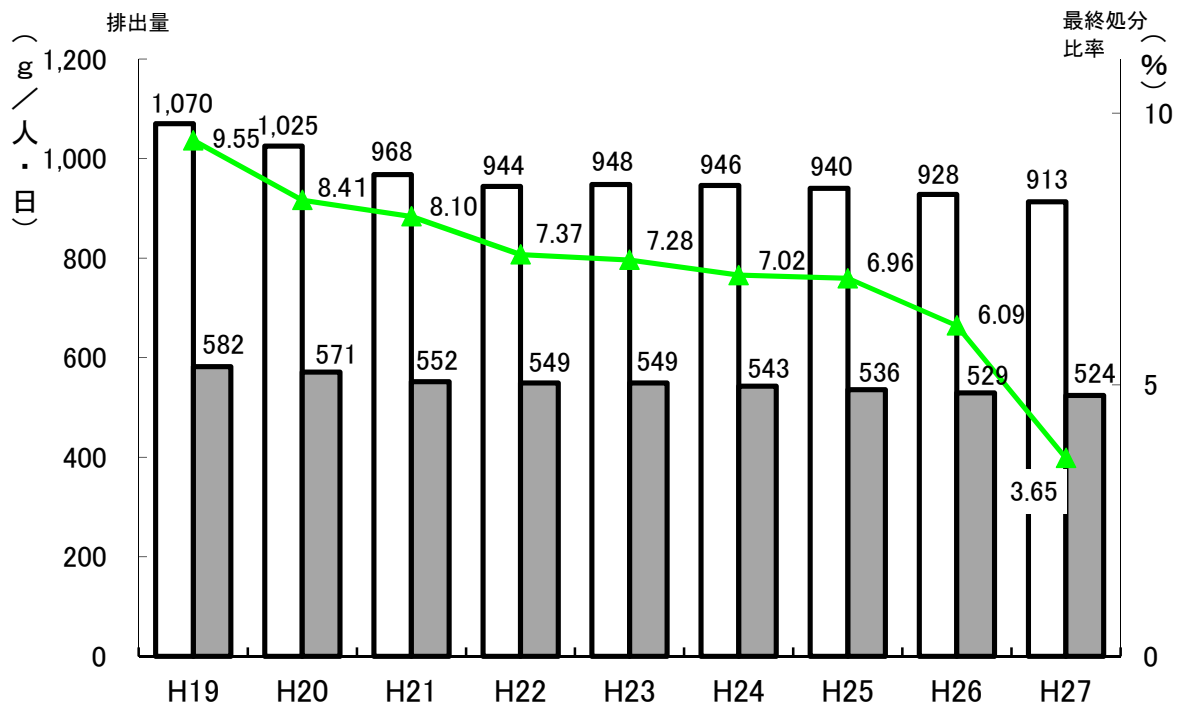
(7) 一般廃棄物処理基本計画の改定及び災害廃棄物処理計画の策定

平成27年度のごみ総排出量は、423,694 t（市民1人1日あたり913 g）で、年々減少傾向にあります。中間処理後の焼却灰等を埋立する最終処分場を新たに建設することは難しいため、今後も引き続きごみ減量を推進する必要があります。

平成24年3月に改定した「第3次一般廃棄物処理基本計画」では平成33年度まで人口が横ばいに推移するとの想定のもと、減量施策や処理体制を定めておりますが、新たな人口ビジョンでは、今後も人口増が見込まれており、社会経済情勢の変化も踏まえた新たな一般廃棄物処理基本計画に改定する必要があります。

また、基本計画の改定にあわせ、大規模災害に備えた災害廃棄物対策を規定するとともに、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を確保するため、関係者が担うべき役割や責務を明確化した「さいたま市災害廃棄物処理計画」を新たに策定する必要があります。

【市民1人1日あたりのごみ総排出量と最終処分比率の推移】



市民1人1日あたりの総排出量
 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(資源物を除く)
 ▲ 最終処分比率

	H27年度 実績値	H33年度 目標値
ごみの総排出量 (g/人・日)	913g	850g
家庭系ごみの(資源物を除く) 排出量(g/人・日)	524g	494g
最終処分比率(%)	3.65%	4.0%

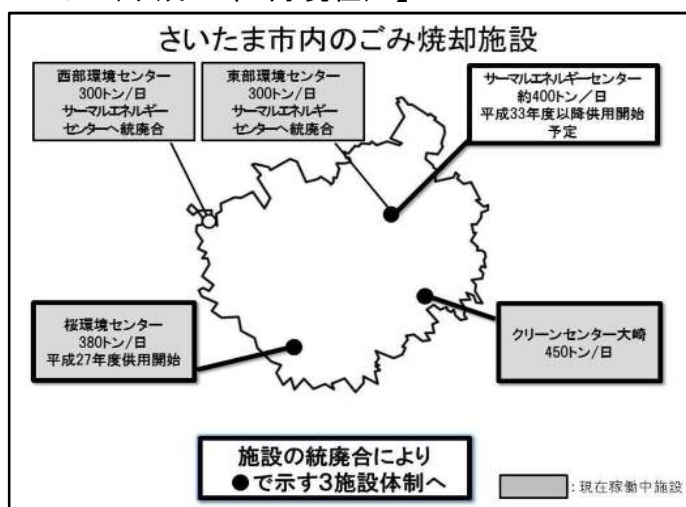
(8) 一般廃棄物の安定処理

市内に現在4つある廃棄物処理施設の中には、稼働から30年以上経過している施設もあり、老朽化の問題を抱えていることから、安定した処理を継続するため、廃棄物処理施設全体の計画的な更新、再編を図る必要があります。

①サーマルエネルギーセンター整備事業（東部環境センター更新）

廃棄物処理施設の計画的な整備を図るため、第3次一般廃棄物処理基本計画に基づき、東部環境センター及び西部環境センターの2施設を統廃合するサーマルエネルギーセンター整備事業を順次進めてまいります。

【統廃合イメージ（平成29年4月現在）】



【統廃合計画概要】

名称	西部環境センター	東部環境センター	サーマルエネルギーセンター
所在地	西区大字宝来52番地1	見沼区大字膝子626番地1	見沼区大字膝子626番地1
敷地面積	55,109㎡	41,185㎡	45,875㎡
焼却能力	300t/日	300t/日	約400t/日
竣工	平成5年2月	昭和59年7月	平成33年度以降供用開始予定
発電能力	3,600kw	1,700kw	10,000kw以上(目標)
余熱利用	西楽園(温水プール、温浴)	東楽園(温浴)	東楽園(温水プール、温浴等)
リサイクルセンター	なし	併設	併設

②他の廃棄物処理施設の現状

名称	クリーンセンター大崎	桜環境センター
所在地	緑区大崎 317 番地	桜区新開 4 丁目 2 番 1 号
敷地面積	78,627㎡	51,900㎡
焼却能力	450t/日	380t/日
竣工	平成 8 年 3 月	平成 27 年 3 月
発電能力	7,300kw	8,500kw
余熱利用	見沼ヘルシーランド(温水プール、温浴)	余熱体験施設(歩行用プール、温浴)
リサイクルセンター	なし	併設

2. 基本方針・区別主要事業

市民が、安全・安心に生活ができるよう、エネルギーセキュリティを確保するとともに、再生可能エネルギー等の導入や水素利用の促進、徹底的な省エネルギー対策などの低炭素化による温暖化対策を進めるほか、環境保全対策や廃棄物対策などの市民生活に密接に関わる施策にも積極的に取り組み、「暮らしやすく、活力のある都市として継続的に成長する環境未来都市」の実現を目指します。

(1) 再生可能エネルギー等の導入促進により、低炭素なまちづくりを進めます。

* ()内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	29年度	28年度	説明
1	総振 創生	スマートホーム推進・ 創って減らす機器設置 補助事業 〔環境創造政策課〕	150,000 (150,000)	170,000 (170,000)	住宅に太陽光発電設備など、創エネ・省エネ機器を設置する市民に対し、費用の一部を助成
2	総振 創生	市民共同発電事業 〔環境創造政策課〕	2,000 (2,000)	2,000 (2,000)	市民から寄附等を募り、自治会館等の公益的施設に太陽光発電設備を設置する団体に対し費用の一部を助成

(2) 温室効果ガスの排出量削減により、地球温暖化対策に取り組みます。

* ()内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	29年度	28年度	説明
3	総振	実行計画(区域施策編) 事業 〔環境創造政策課〕	11,276 (673)	10,699 (83)	温室効果ガス排出量削減のため、計画の進行管理を行うとともに、さらなる環境負荷低減計画制度を推進
4	総振	実行計画(事務事業編) 事業 〔環境創造政策課〕	1,118 (1,118)	2,693 (2,693)	市の事務事業における温室効果ガス排出抑制に係る事業の実施

(3) 「暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する環境未来都市」の実現を目指します。

* ()内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	29年度	28年度	説明
5	拡大 総振 成長 創生	環境未来都市推進事業 〔環境未来都市推進 課〕	67,773 (56,816)	57,612 (55,653)	運輸部門の低炭素化と災害時の輸送手段確保のため、電気自動車(EV)に加え、燃料電池自動車(FCEV)など、次世代自動車の普及を促進

〔区分〕新規…新規事業 拡大…拡大事業 総振…総合振興計画後期基本計画実施計画事業
成長…成長戦略事業 創生…まち・ひと・しごと創生総合戦略事業

*()内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	29年度	28年度	説明
6	拡大 総振 成長 創生	次世代自動車・スマートエネルギー特区推進事業 〔環境未来都市推進課〕	102,070 (53,062)	71,493 (33,335)	総合特区制度の3つの重点取組のひとつであるハイパーエネルギーステーション(HES)について、事業者への整備費補助と併せ、市有施設に継ぎ足し充電機能(VtoX)を付加したHESを整備し、環境未来都市の実現に向けた、平時の低炭素化と災害時のエネルギーセキュリティの確保を推進
7	総振 成長 創生	アーバンデザインセンターみその運営 〔環境未来都市推進課〕	182,651 (182,651)	293,669 (293,669)	「アーバンデザインセンターみその(UDCMi)」を拠点に、美園地区を「市が目指す理想都市の縮図」とするため、公民+学による先進的な総合生活支援サービスの提供及び「スマートホーム・コミュニティ」のモデル街区を展開し、低炭素でエネルギーセキュリティの確保された「スマートシティさいたまモデル」の構築に向けた取組を実施

(4) 水辺環境の再生及び雨水の有効利用等を推進します。

*()内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	29年度	28年度	説明
8	総振 創生	さいたま市水辺のサポート制度の推進 〔環境対策課〕	248 (248)	154 (154)	「水辺のサポート制度」に加入している団体に対する清掃用具等の提供や傷害保険の加入などの支援
9	総振	雨水貯留タンク設置促進事業 〔環境対策課〕	2,950 (2,950)	1,514 (1,514)	環境教育にも役立つ小学校などへの雨水貯留タンクの設置
10	総振	雨水貯留タンク設置補助事業 〔環境対策課〕	2,100 (2,100)	2,400 (2,400)	雨水の有効利用推進のため、災害時の非常用水の確保にも役立つ、雨水貯留タンクを住宅へ設置する市民に対し、費用の一部を助成

(5) 自動車の環境負荷低減を推進します。

*()内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	29年度	28年度	説明
11	総振	エコ・モビリティ推進事業 〔環境対策課〕	2,024 (2,024)	2,451 (2,451)	自動車から排出される大気汚染物質や二酸化炭素の削減のため、自動車から公共交通機関等への転換及びエコドライブの推進

〔区分〕 新規 … 新規事業 拡大 … 拡大事業 総振 … 総合振興計画後期基本計画実施計画事業
成長 … 成長戦略事業 創生 … まち・ひと・しごと創生総合戦略事業

(6) 空き家対策を推進します。

* ()内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	29年度	28年度	説明
12	拡大	空き家対策の推進 〔環境創造政策課〕	3,401 (3,401)	122 (122)	空き家対策を総合的かつ計画的に推進するため空家等対策計画を策定

(7) 市民生活に欠かせないごみ処理に関する基本計画の見直し(改定)を行います。

* ()内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	29年度	28年度	説明
13		一般廃棄物処理基本計画改定及び災害廃棄物処理計画策定業務 〔資源循環政策課〕	15,995 (15,995)	6,956 (6,956)	一般廃棄物の排出量減量のため第3次一般廃棄物処理基本計画の改定を実施するとともに、廃棄物の適正かつ迅速な処理を確保するため災害廃棄物処理計画の策定を実施

(8) 廃棄物処理施設の更新・再編を図り、一般廃棄物の安定処理を推進します。

* ()内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	29年度	28年度	説明
14	総振	サーマルエネルギーセンター整備事業 〔環境施設整備課〕	42,673 (36,269)	72,778 (65,767)	サーマルエネルギーセンター施設整備のための要求水準書の策定等を実施

3. 見直し事業一覧

(単位：千円)

課名	見直し事業名	見直しの理由及び内容 (代替事業等があれば記載)	コスト 削減額
環境創造政策課	さいたま市「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金の見直し	これまでの補助金交付実績等を踏まえ、補助金総額を縮小する。	△ 20,000
環境対策課	大気常時監視システムテレメータ維持管理方法の見直し	大気常時監視システムの賃借料にテレメータの電話料を組み込み、通信運搬費を縮小する。	△ 1,558
環境対策課	システム統合による維持管理方法の見直し	P R T Rデータ集計・管理システムと環境情報システムを統合し、賃借料を縮小する。	△ 246
環境未来都市推進課	さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金等の見直し	補助対象車両及び交付台数の見直しにより補助金総額を縮小する。	△ 11,000